

5 新市町村は、前項の売払に係る代金を収入したときは、第二項の売払代金の支払に充てなければならぬ。

6 新市町村は、第一項の規定により売払又は交換を受けた林野の管理については、なるべくその住民の生業に資するように配慮しなければならない。

7 国は、国有林野整備臨時措置法（昭和二十六年法律第二百四十七号）の規定により国有林野の売払を受けた市町村が新市町村となつた場合においては、第二項の規定及び同項の規定に基く政令の規定に準じて、その売払の条件を改めることができる。

8 第三項から第六項までの規定は、前項の規定により売払の条件が改められた場合においては、同項の新市町村につき準用する。この場合において、第三項及び第四項中「第一項」とあるのは、「国有林野整備臨時措置法」と、第五項中「第二項の売払代金」とあるのは、「国有林野整備臨時措置法」と読み替えるものとする。

第五章 町村合併に伴う争論の処理及び未合併町村の町村合併の推進調停及び裁定

第二十六条 都道府県知事は、町村合併に伴う争論のあつせん、位置、財産処分等に関し争論がある場合においては、この法律に

特別の定のあるものを除くほか、争論の解決のため、町村合併調整委員があつせんを行わせ、又はこれをその調停に付することができる。

2 町村合併調整委員は、五人以内とし、都道府県知事が新市町村建設促進審議会の委員のうちから任命する。

3 町村合併調整委員は、調停案を作成して、これを当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案に理由を付けて公表することができる。

4 第一項の調停は、当事者が調停案を受諾して、その旨を記載した文書を都道府県知事に提出した時に成立するものとする。

5 町村合併調整委員は、第一項の規定によるあつせん又は調停による解決の見込がないと認めるときは、あつせん又は調停を打ち切らり、その経過を都道府県知事に報告するものとする。

6 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該市町村の一体性を保持しその運営の正常化を図るためにあるの場合は「未合併町村の町村合併を推進するため」と読み替えるものとする。

（市町村の境界変更に関するあつせん、調停及び投票）
第二十七条 都道府県知事は、新市町村の区域のうち前市の市町村の一部の地域又は新市町村に隣接する市町村との間ににおけるものに關し争論があり、かつ、そのため関係市町村の一体性又はその相互の間の正常な關係が著しくそこなわれていると認めるときは、昭和三十二年三月三十一日までの間は、町村合併調整委員があつせんを行わせ、又はこれをその調停に付することができる。

7 前項の規定による裁定は、文書をもつてし、その理由を付けて当事者に交付するとともに、都道府県知事がその要旨を告示しなければならない。

8 第一項の争論に係る市町村の名称、事務所の位置又は財産処分について第六項の規定による裁定が

あつたときは、それぞれ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定による市町村の名称、事務所の位置又は財産処分についての関係市町村の条例の制定、議会の議決又は長の処分があつたもののみなし、その効力は、前項の規定による告示により生ずる。

9 第一項から第七項までの規定は、町村合併に關し市町村の名称、事務所の位置又は財産処分について争論がある場合に準用する。この場合において、第六項中「市町村の一体性を保持しその運営の正常化を図るためにあるの場合は「未合併町村の町村合併を推進するため」と読み替えるものとする。

（市町村の境界変更に関するあつせん、調停及び投票）
第二十七条 都道府県知事は、新市町村の区域のうち前市の市町村の一部の地域又は新市町村に隣接する市町村との間ににおけるものに關し争論があり、かつ、そのため関係市町村の一体性又はその相互の間の正常な關係が著しくそこなわれていると認めるときは、昭和三十二年三月三十一日までの間は、町村合併調整委員があつせんを行わせ、又はこれをその調停に付することができる。

9 前項の規定は、前項の規定は前項の裁定につき、同条第五項の規定は前項のあつせん又は調停につき、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項及び第四項

項中「当事者」とあるのは、「関係市町村」と読み替えるものとする。

3 前項の規定において準用する前条第四項の規定により第一項の調停が成立した場合において、当該調停において関係市町村の境界変更を行うものとされているときは、当該境界変更について地方自治法第七条第一項の規定による関係市町村の申請があつたものとみなす。

4 第二項の規定において準用する前条第四項の規定により第一項の調停が成立した場合において、当該調停において関係市町村の境界変更を当該地域内の選挙人の投票に基いて定めるものとされているときは、都道府県知事は、当該境界変更において、当該市町村の選挙権に付することを当該市町村の選挙管理委員会に対し請求するものとする。

5 都道府県知事は、第二項の規定において準用する前条第五項の規定による報告を受けた場合において、地勢、交通、経済事情その他的事情に照らし、当該地域に係る市町村の境界変更をその地域内の選挙人の投票に基いて定めることを適當であると認めるときは、新市町村の建設促進審議会の意見を聞き、境界変更に關し投票を行なうべき区域を示して、これを当該区域の選挙人の投票に付することを當該市町村の選挙管理委員会に對し請求する。

6 市町村の選挙権に付することを當該市町村の選挙管理委員会は、その結果が判明したときは、直ちにこれを告示するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

7 第六項又は第七項の投票において当該区域に係る市町村の境界変更につき有効投票の三分の二以上の賛成があつた場合において、前項の規定による届出があつたときは、当該区域に係る市町村の境界変更に關し地方自治法第七条第一項の規定による関係市町村の申請があつたものとみなす。

8 都道府県の選挙管理委員会は、それ第六項又は第七項の投票の結果が判明したときは、直ちにこれを告示するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

9 市町村の選挙権に付することを當該市町村の選挙管理委員会は、その結果が判明したときは、直ちにこれを告示するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

10 第六項又は第七項の投票において当該区域に係る市町村の境界変更につき有効投票の三分の二以上の賛成があつた場合において、前項の規定による届出があつたときは、当該区域に係る市町村の境界変更に關し地方自治法第七条第一項の規定による関係市町村の申請があつたものとみなす。

11 政令で特別の定をするものと除くほか、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）中普通地方公共團

第二十八条 都道府県知事は、未合併町村の規模が適正を欠き、かつ、地勢、交通、経済事情その他のことの事情に照らし、町村合併を行うことが関係市町村の基礎的な地方公共団体としての機能の充分な発揮と住民の福祉の増進のため必要であると認めるときは、昭和三十一年三月三十一日までの間において、新市町村建設促進審議会の意見を聞き、内閣総理大臣に協議して、あらたに当該市町村に係る町村合併に関する計画を定め、これを関係市町村に勧告しなければならない。

体の議会の議員の選挙に關する規定
13 12 第七項の投票につき準用する。
定(罰則を含む。)は、第六項及び
第七項の投票につき準用する。
第七項の規定によりみなされる
申請又は第六項若しくは第七項の
投票に基く市町村の境界変更によ
る市町村の区域の変動があつた場
合には、その市町村の区域の変動
を町村合併に伴う町村の区域の変
動とみなして、町村合併促進法第
二十九条の規定を準用する。

した日から九十日以内に当該勧告を受けた市町村から当該勧告に基く町村合併に関する地方自治法第七条第一項の規定による申請がない場合において、特に必要があると認めるときは、新市町村建設促進審議会の意見をきいて、当該市町村に係る町村合併に関して、投票を行ふべき区域を示して、これを当該市町村又はその一部の区域内の選挙人の投票に付することを当該市町村の選挙管理委員会に対し請求することができる。

前条第六項から第十一項までの規定は、前項の投票につき準用する。この場合において、同条第六項中「第四項又は前項」とあるのは「第二十八条第二項」と、同条第七項中「第四項又は第五項」とあるのは「第二十八条第二項」とある。」とあるのは、「市町村の境界変更」とあるのは、「町村合併」と、同条第八項中「第四項又は第五項」とあるのは、「第二十八条第二項」と、同条第十項中「市町村の境界変更につき有効投票の三分の一以上」とあるのは、「町村合併について」とあるのは、「關係市町村」とあるのは、「当該市町村」と読み替えるものとする。

第一項の勧告又は第二項の投票に基く町村合併については、町村合併促進法第六条の規定が、町村合併促進法第十一条の六及び第十八条から第二十条までの規定の例による。

の例により、町村合併に伴い必要な市町村の建設に関する計画を定めたときは、当該市町村の建設に関する計画を新市町村とみなして、この法律の規定を適用する。
(町村合併に関する内閣総理大臣の勧告等)
第二十九条 内閣総理大臣は、前条第一項の勧告を受けた市町村で当該勧告を受けた日から四箇月以内に町村合併を行わないものがある場合において、都道府県知事の申請があつたときは、中央審議会の意見をきいて、関係市町村に対して町村合併の勧告をすることができる。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による処分によつて町村を設置するものであるときは、内閣総理大臣は、あわせて当該町村の属すべき郡の区域を定めるものとする。

5 第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

6 第三項前段の規定による処分は、地方自治法第七条第一項の規定による処分とみなし、第三項後段による処分とみなし、第三項前段の規定による処分は、同法第二百五十九条第三項の規定による処分とみなす。

7 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の勧告に基く町村合併及び第三項前段の規定による処分に基く町村合併につき準用する。

8 第三項、第六項及び前項の規定は、地方自治法第七条第三項の規定による関係市町村の申請があつた日から四箇月以内に同項の規定による関係都道府県の申請が行はれない場合に準用する。この場合において、第三項中「同項の規定における「かかわらず」とあるのは「地方自治法第七条第三項の規定にかかるわらず」と、「町村合併の処分」とあるのは「境界の変更の処分」とあるのは「第七条第一項」とあるのは「第七条第三項」と、第七項中「町村合併」とあるのは「境域の変更」と読み替えるものとする。

(町村合併促進法失効前の申請に係る町村合併についての適用関係)

第三十条 町村合併促進法が効力を失うまでに同法第二条第一項の町村合併（同法第三十六条及び第三十七条の規定により町村合併とみなされるものを含む。）の处分につき地方自治法第七条第一項の規定により申請をしている市町村について、町村合併促進法が効力を失つた後、地方自治法第七条第一項の規定による処分が行われた場合において、当該市町村が町村合併促進法第六条の規定の例により町村合併に伴い必要な市町村の建設に関する計画を定めているときには、当該市町村の建設に関する計画を新市町村建設計画と、その計画の実施に当る市町村を新市町村とみなして、この法律の規定を適用する。

(政令への委任)

第三十一条 この法律の実施のための手続その他その施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条及び第二十九条の規定は、昭和三十一年十月一日から施行する。

2 この法律中、第二十九条第八項の規定は、昭和三十三年三月三十一日に、その他の規定は、この法律の施行（前項本文の規定による施行をいう。以下同じ。）の日から起算して五箇年を経過した時にその効力を失う。ただし、その時までに第二十五条第一項の規定によ

り国有林野の売払を受けた新市町村及び同条第八項の規定の適用を受ける新市町村については、同条第三項から第六項までの規定は、その時以後も、なおその効力を有する。

この法律に定める新市町村建設促進審議会の職務は、昭和三十一年九月三十日までの間は、町村合併促進法第四条第一項の町村合併促進審議会が行う。

この法律の施行前に改正前の町村合併促進法（この法律附則第十項の規定による改正前の町村合併促進法をいう。以下同じ。）第十四条の規定によりされた不均一の課税は、この法律第二十二条の規定によりされた不均一の課税とみなす。

新市町村につき第二十三条の規定を適用して算定される地方交付税の額が改正前の町村合併促進法第十五条の規定の例により算定される地方交付税の額に満たないときは、当該年度において当該市町村に交付すべき地方交付税の額は、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、改正前の町村合併促進法第十条の規定の例により算定した額とする。

この法律の施行前に改正前の町村合併促進法第十七条第一項の規定によりされた国有林野の売払について、これにこの法律第二十五条第一項の規定によりされた売払とみなして、同条第二項から第六項までの規定を適用する。昭和三十一年九月三十日までの

間は、第二十六条第二項中「新市町村建設促進審議会の委員」とあるのは、「町村合併促進法第四条第一項の町村合併促進審議会の委員」と読み替えるものとする。

この法律の施行前に改正前の町村合併促進法第十二条の三第三項の規定によりされた請求については、これをこの法律第二十六条第五項及び第六号中「十万」を「十五万」に改める。

この法律の施行前に改正前の町村合併促進法第十九条の二を次のように改める。

第三十七条の二 削除

前項本文の規定にかかるわら

ず、第二十条の規定は、新市町

村建設促進法（昭和三十一年法律第二十七条第十号）第二十七条第十

二項の規定については、この法律が前項本文の規定によ

り効力を失つた後においても、

おその効力を有する。

自治府設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二 自治庁に、新市町村建設促進中央審議会を置く。

新市町村建設促進中央審議会の所掌事務、組織、委員の任命

の法律第二号）の定めるところによる。

この法律の施行前に改正前の町村合併促進法第十七条第一項の規定によりされた国有林野の売払について、これにこの法律第二十五条第一項の規定によりされた売払とみなして、提案の理由並びにその内容をきまして、提案の理由並びにその内容を概要を御説明申し上げます。皆様の格段の御努力によりまして町村合併促進法が制定されましてから二

〇太田國務大臣 ただいま、議題に供されました新市町村建設促進法案について、町村合併の歴史的事業の成績を全うするゆえんであると存じます。よつて、町村合併促進法がこの九月末に三年の有効期間を終えようとするのにかえまして、この際、新市町村建設の基本となるべき事項を明らかにすることによりまして、新市町村の建設を促進し、その健全な発展の基礎を固め

るためるために必要な立法措置を講じようとするものであります。なお、新市町村の建設と関連いたしまして、町村合併に伴う争論を合理的に解決するためにつき、町村合併促進法の有効期間中にあつせん調停等の制度を設けるとともに、町村合併が行われない小規模町村に対する措置を規定し、町村合併の完遂とこれ

をめぐる争論の合理的な解決を期そうとするものであります。

以下、法案の内容につきましてその概要を申し上げます。

第一は、新市町村の建設と経済的基本となる事項についてであります。すなわち、新市町村は、基礎的な地方公共団体としての機能を十分に發揮し、住民の福祉を増進することにあるのとおりまして、新市町村が新しい地域を基礎としてみやかにその一體的態勢を確立し、町村合併によって強化された財政能力を活用してその建設を計画的かつ効果的に行い、地域社会の発展向上に努め、国民生活の充実と国民経済発展の基礎を固くすることが深く期待されるのであります。従いまして、新市町村自身がその建設に自主的な努力をするとともに、国、都道府県等においても協力援助をさらに適切に行い、新市町村の建設を着実に進め参りますことは現下の要務であることが深く期待されるのであります。

支所、出張所の廢止、統合、小、中学校の統合その他新市町村の一体性を確立し、組織及び運営の合理化に努めるとともに、新市町村の建設の推進力と

議会を置くことができる旨を定めようとするものであります。

第二は、新市町村建設計画の実施の促進に関する国、都道府県及び公共企業体の協力援助に関する措置についてあります。すなわち、国は、新市町村に対しても、その新市町村建設計画の合理的な調整を促進するための補助金及び支所、出張所並びに小、中学校の統合に伴う補助金を交付するものとす

けると同様に、財政上の援助、起債の許可その他国の行政機関の行う处分について新市町村に対し優先的に配慮すべきものとするとともに、郵便局等の地方行政機関の所管区域と新市町村との区域とが適合することとなるように措置するものとし、都道府県におきましても国の行う措置に準じて必要な措置を講すべき旨を規定しようとするものであります。日本電信電話公社等も、新市町村の建設に資するため電話加入区域の変更等の措置を行い、国は、これを行うために必要な資金の融通措置を講ずるものとし、新市町村の住民の便益をできる限りすみやかに確保しようとするものであります。なお、内閣総理大臣及び都道府県知事は、新市町村建設設計画の調整または実施に関する諮問機関として、国に新市町村建設促進中央審議会を置き、都道府県に新市町村建設促進審議会を置くことができる」といたしたのであります。

ても配慮するものとするほか、国有財産の払い下げ特に新市町村の基本財産を造成する目的で行う国有林野の払い下げについてその条件につき特別の措置を規定することとしたのであります。

と認めるときは、選挙人の投票に付することができるものとするとともに、都道府県知事の申請により、内閣総理大臣においても町村合併の勧告をすることができる旨を規定し、もって町村合併の実現を期そうとするものであります。このほか、用寺合併についても

部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の両案を一括議題として質疑を行います。質疑の通告がありまするので、順次これを許します。北山君。

いはその事務の上におきましても、議会の関係におきましても、執行機關の関係におきましても、給与あるいは恩給の通算等の関係におきましても、私は急を要する問題と思います。地方財政関係に対するいろいろな措置を講じましたか、私を見るところにおきま

また、いわゆる村会問題が町村合併をめぐる最も著しい問題点の一つでありますので、同様に町村合併調整委員会のあっせん、調停の制度を採用し、町村合併促進法におけるとほぼ同様に、都道府県知事の請求に基く選挙人の投票による境界変更の手続について規定を整備し、分村問題の合理的な解決をはかりたいと存じております。

の一部をこの法律の附則で改正いたしたいと存じております。

以上、提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げました。なお参議院においては、町村合併促進法の施行前に合併した市町村にかかる地方交付税の算定に関する特例期間を、同法施行後に合併した新市町村と同様に取り扱うものとするほか、若干の規定に関する整備をはかる旨の修正が行われました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○大矢委員長 次では本日は説明聽取にとどめ、質疑は後日に譲ります。

で、その点について、一体太田自治庁長官は、公職選挙法と地方自治法と、審議上競合しておるこの二つの重要な法案について、どちらを優先的に考えておられるか、一つお伺しておきたいのです。

○太田国務大臣　ただいまお言葉のように、選舉法と自治法とが並行して審議される立場にありますて、どちらを優先するかということをございます。が、私としては両法案が成立することを望んでおります。特に自治法につきましては私が申し上げるまでもなく、法律が作られて八年になり、しかもこれを改正しようとして二度まで円満にいかなかつた、こういう事實を考えると同時に、何といたしましても自治体の今日の姿のままではいけない、ある

に審議をして、先週においてすでに財政関係等の法案を上げたわけであります
が、今までの状況を見ておりまする
と、大臣の御出席がこの委員会に対し
て非常に少いのです。それがや
はり審議が遅延する一つの原因になっ
ておる、こういうように考えますの
で、今お話を通りに地方自治法のこの
国会における成立について大臣の御熱
意を承わったのでありますから、選
挙法の方もあるいは大事かもしませ
んが、そのため地方自治法が犠牲に
ならないためには、どうしても自治庁長
官が極力この委員会に出席をしていた
だきたい。自治庁長官が非常に多忙で
あって努力をしておられるということ
は十分承知しておりますけれども、こ
の法案の重要性等にもかんがみて、一

○大矢委員長

次に地方自治法の一部

いなかつた、こういう事実を考えると同時に、何といたしましても自治体

C 太田國務大臣 うて、選挙法比
の算定に関する特例期間を、同法施行後二合併して新市町村と同様に取り扱

たたかいまま言葉のよ
自治法とが並行して審

町村合併促進法を準用することとするが審議が困難しないか、また一部では、政府方面では地方自治法のこの国

といふ趣旨からいひたして、実はこの国会でも税法及び地方財政に関する

つ今後の審議におきましては、特に今までのようなやり方ではなくて、やはりこの委員会にはぜひとも出席をしていただいて、そうしてこの法案の審議を進めていだくように、政府としても協力してもらいたい、これを希望しておきます。

それでただいま選挙法とそれから自治法との重要性というようなことを申し上げましたが、私どもから見ると、大臣のお説のように、自治法については、確かにその内容についてはわれわれいろいろ議論がござりますけれども、少くとも両三年以前からの懸案でございます。地方制度の根本的な改革ということことは、これは今日緊要な問題だと思うのですが、それに比べまして公職選挙法の方は、今出されておる政府の小選挙区法案なるものは、どうも緊要性がさっぱり感じられないのです。ですから、あわせてこの点に触れてお伺いをしてみたいと思うのですが、今度の政府の公職選挙法の提案の大きな理由として、政局の安定という状態というものは、どういう状態を一ことを自治厅長官も申されておるのでありますが、そなりますと政局が安定したことが姿であろうと思ひます。現在にお体さして長官は考へられておるか。これを一つ大臣にお伺いしたいと思います。

でございますので、私どもとしては昨年局の安定をするのに、選挙の方式といふことをたしまして、小選挙区制度によることが最も適切であると考えたからでござります。なおお言葉の中にもございまして、財政関係の法規が通つたといなしましたが、自治法についても、重要性という点につきましては、もちろん法律はこれを強く考へてゐるのでございまして、問題もあるかも知れませんが、私の所管する仕事としては、選挙法と並んで、も基礎になる自治法にあると思うのでござります。従つて質の上においての問題もございませんが、私が所管する仕事としては、選挙法と並んで、ともに重要なものである、かようによられておる次第でござります。

なお出席の悪かったことについて、私は、私の不徳として、また不手ぎをしておわび申し上げておきます。何としても一つのからだでございますが、しかし私としては精一ぱいの努力をいたして皆様方の御恩顧に報いたい、こう考えております。

○北山委員 ただいま政局安定のため、小選挙区法案が必要である、こういうお話をですが、私のお尋ねしておるのは、政局安定のための選挙法の改正である、そうしますと、一体政局の安定というものは、どういう要件を備えていなければならぬか、大臣はどのようにお考えであるか。それからあわせて現在の政局としては、一体不安定であるのか、あるいは安定しておるのであるか、不安定であるとするならば、どの点が不安定の原因であるか、これを一つの御認識は十分あると思ひますから、伺っておきたい。

○太田國務大臣 現在における二大政党の対立しておるという説は、これは

申し上げるまでもございません。しかも申しますので、今までの中選挙区が私どもの観念するところにおいて個人本位でありますから、政党本位でなかった。これは既に選挙制度調査会の答申にも第一項目として掲げている問題でございまして、どうしてもこの点を改めなければならぬ。かりにここに今までの中選挙区制度をやりましたならば、またその四つの、社会党左派、右派、あるいは自由党、改進党等と分れておったときのような関係になつては困る。安定をするのについては、選挙区制度まず第一にその手段を求めるわけにはならない、こういう状況にあると思うのをいたしまして、小選挙区制度こそ、かような状態を適正化する手段である、かうに考えておる次第でございます。

○北山委員 私のお聞きしておるのには、現在の状態が政局が安定しておるのか、不安定であるのか。不安定であるとすればどこが不安定であるのか。ことにこの選挙法の提案理由の中に、政局を安定して多数党が政府を持つて、いろいろな政策を実行していくために何が、どういうことを言われておるのであるが、今は多數党が内閣を組織してそろして政策を実行していく、このためには何か障害もあるのかどうか、それをどうしらしやれるような事態ではないといふのが、私は率直に申して考へる。ですから小選挙区法案を出したその根本的な大きな目標というものの緊急性と、いう事情が、どうも選挙法の中にはないよう私には率直に申して考へる。局が不安定だ、安定しなければならぬというの。私どもからいと、現在政

○太田国務大臣　過去数年来の政治活動は今さら申し上げるまでもございません。小党分立いたしまして、政局が不安定でございました。苦々しい件さえ国会に起つたことの記憶も残っております。その当時からそれにつづいて世間一般に言われたのが、政局の安定という言葉でございます。從事実が二大政党成立という形になつたが、選挙法は中選挙区時代の選挙法をございまして、将来これが安定していくという意味におきましては、この際にはどうしても緊要性をもつて政局の安定を、この数年来忘ることのできないような不安定の事態を、また苦々しい国会における事件も起つたようなことをおきまして、世論は小選挙区制導をもつてすべし、よつて選挙制度調査会においてもその趣旨における答申があつた次第でござります。従つて政局安定、かりに今二大政党になつておりますても、選挙法の基礎といふもののは中選挙区になつておりますので、将来的におきましてこの点を考えてみますと、この数年来起つた政局不安定、それにこたうべき選挙制度としては、小選挙区制度をもつてすべしといふのが、私の聞いた、選挙制度調査会の答申もしかりであったし、世論もそうであった。政府はこの意味におきまして、今回小選挙区制度を提案した次第でございます。

ないのか、これをお伺いしたいのです。

○太田國務大臣 現在二大政党成立しておりますが、その成立の基礎が中選挙区制度にあります限り、また再び個人本位の選挙が行われてはいけない、こういう意味から考え方されたのでござります。

○北山委員 中選挙区制度のもとで大政党対立というような、これは人は人によっては意見が違うかもしませんが、いわば待望しておる姿が現出をしたわけなのでしょう。だから中選挙区制度のもとにおいて、現在の選挙制度のもとにおいて、いわば二大政党対立というような姿が現出できるのです。実際にこれは証明されておるわけです。しかもこの国会の初めあたり、いわゆる昨年の秋に保守合同ができる、社会統一ができる、いわゆる保守対革新の二大政党対立の時代になったときに、世論は何と言ったかといえば、今後はこれは政策によって争うのだ。二つの勢力が政策本位でやるのだということを言って、この国会の初めあたりは言論機関はこの両党的政策の対立ということを中心として取り上げてやっておった。ところが今度政府が小選挙区法案を出すと、がぜん政策などはどうかにふつ飛んでしまった。行方不明になってしまって、この選挙区制度というものが中心になって、逆に政局が不安定になってきておるじゃないか、むしろ政局としては安定したものをしておった。ところが今度政府が小選挙区法案なるものを出すことによって、政局の不安定を起させようといふうに、皮肉ではありますが、実際の現実の動きを見ておりますと私は、そうしか見えない。しかも小選挙

区法案がもしできたとすれば、あるいは公認候補と非公認候補と二つの候補にそれぞれの党がなるのかもしないのですから、そういうようなこともこれは理論的には言えるのであって、必ずしも小選挙区制度になつたからといつて、政局の安定あるいは二大政党の対立という形が約束されるとは限つておらない。そういう証明はどこにもないので。むろん現在までそういう制度ではなくて、実際に国民の政治意識なり、あるいは政党人の自覚なり、そういうものからここまで持ってきたものを、ぶちこわにしてしまう、私はそうしか考えられないのですが、一体現在政局が安定しておるのか、不安定であるとすればどこを直せばよいか、これをお伺いしたいのです。

○太田国務大臣　だいぶ私とは意見が違うようでございますが、二大政党のでき上る前のときに世論は何と言ったかといえば、やはりこれを支持して国政を発展していくためには小選挙区でなければならぬというのが、私の見た世論であったと信じます。お言葉の中に政策云々ということがございましたが、これこそ小選挙区制度のねらいでありますて、今までの個人本位、人を中心とした選挙——党を掲げましても、その党の中で、同じ選挙区において一人でない、数の多い候補者が立ちまして、その候補者の人を中心として選挙が行われました。今お言葉にあつた政策本位というのは、これこそ今度の小選挙区制度の最も大きなねらいでございまして、かかるがゆえにこそ政党に対しまして選挙運動をいたしますとか、あるいはその他の点につきましていろいろな問題を加えております。ただいま

御指摘になりました公認候補の問題につきましても、今までにない新しい方策によって小選挙区制度の骨とし、それを中心の柱としてやっておる次第でござります。私は現状におきましての問題と同時に考えねばならぬのは、安定というのが選挙の方策によつていかに出来るかということが、選挙区制の問題であると信じます。その安定が今までの小党分立した過去の現実なり事實におきまして、中選挙区においてのことと、これからわれわれの見ようとする小選挙区、しかも大正八年のときに行われました小選挙区制度と違います。あの当時におきましては、政党の力というものが選挙法上においては強く出ておりませんでした。原内閣の有名な小選挙区制度でございますが、実質上は非常に違つておるのでござります。今回の選挙法が政党を主とした政党に主力を置いた選挙法であります点も、政策ということに中心を置いていきたいのである。ただ二大政党ができたという現実の事実がございまが、これが発展育成していくためには、政党そのものにおいても御研究になる英知が働かれることと思います。同時に今の選挙法、中選挙区制度のもとにおいて、再び小党分立の日が来ましたならば、これこそわれわれの最も憂うるところである。従つて選挙制度を改めすることが、しかも各國の現状におきましても、これはもちろんその国体制とか、あるいは習慣性とか、民族性等がありますが、どこの国におきましても、比例代表制、大選挙区もしくは中選挙区によつたものに小党分立がある。小選挙区によつたものにおきまして、このことの憂いが少い、こ

ういう事実を見まして、私どもは歴史的事実といたしましても、日本の現状といたしましても、かりに有一大政党として発展していくためにも、小選挙区制度が必要である、かように考えておる次第でございます。

○北山委員 私のお伺いしている点には直接にはお答えにならなかつた。私は今度の選挙法の提案理由の大目的であるいわゆる多数党が内閣を組織して、そしてその責任において政策をどうしとやつしていくかという形、それは現状でなぜできぬのか。できるんじやないか。今三分の二に近い多数を擁して、その与党をもって掲げている政策をどしどしやるのに何の差しつかえがあるか。どんどん政策をおやりになつていけばいいじゃないか。これに対しても野党である社会党は、その政策をどんどん国民に訴えていくということであり、政策の面で対決をしていくのに何の差しつかえがあるのか。何かじょまがあるのでですか。何かできないことでもあるのですか。

○太田国務大臣 重ね重ね私が申します通り、二大政党の育成発展のためにも、現在の選挙制度においては、いつの日において安定するかという憂いをだれも持つことと思うのでございまます。現状においても、政策についてはもちろん相争うことでございましょう。私の見る二大政党とは、もし政変がありましたときには、野党たるもののがいかなる政策を持つていても、それを国民が率直に判断して、政局の転換ということが楽に行ける制度こそ小選挙区制であると、私はかように思つてるのでございます。選挙制度といふ

○北山委員 私のお伺いしているのは、現在の勢力分野において、政府が確固たるもののは、こういう意味において確固たる政党的動きといふものをきめなくてはいけない。この点は私は確く信じているのでございます。

○太田国務大臣 現状におきましては、両党とも互いにしのぎを削って政策を議論するでございましょう。また選挙制度といふ国の制度の方式につきましては、二大政党がますます発展していくことは、二大政党がますます育成していくためにも必要であるということは、当然の議論であると思います。

○北山委員 どうも私の質問にまつ正面のお答えがないのでございまして、その点は非常に残念でございます。私は現在の政局の不安定の原因は、選挙制度ではなくて、むしろ与党の内部、あるいは政府の内部にあるもの、たとえば今鶴山総理が暫定的な総理であり、近いうちにはやめるということが予定されているような総理を頭にいただいている。そこに政局不安定の大きな原因がある。あるいは政策の行き詰まりがある。あるいは内部の不統一がある。そういうことが政局の不安定だだいです。それを見挙法の改正に

よつて補強していく。いわゆる公認制度をとることによってやつていく。というところに、このねらいがある。私は思うのであって、そういうことになれば公認、非公認というようなことで、政党の内部規定というものを法の裏づけによつて補つていこうというようなり方は、政策とは遠いですよ。公認になるか非公認になるか、ということは、人事関係であつて、そこには親分子分の関係いろいろな情実因縁というものが支配して公認、非公認がきまつていくのであって、そういうふうな党になれば、これは政策の党ではなくて、一つの利益集団であるといふ政気の今までの悪い点がますます助長されいく、こういうふうに思うのですが、この問題は選挙法の問題でござりますから、あまり深入りはいたしません。いずれにいたしましても、私はこのようなばかばかしい小選挙区法案のために、地方自治法あるいは町村合併等の法案の審議が阻害されるということに対しては、どうしても反対をしなければならぬ。そういう意味において、今後どしどし自治法の関係の審議を進めるごとに協力をして参りました。

す。いわゆる基礎的な団体である市町村の合併が、一体成功したのか失敗したのか、これをどう評価するかということが、まず前提とならなければならぬと考えているわけですが、自らが起つて、マイナスの面の指摘が相当ありますから、これはうまくいっているというような世論をあまり聞かない。そこで私は大臣にお伺いするのですが、一体大臣は今までの町村合併がうまく行われ、これはプラスであるといふふうにお考えございましょうか。

○太田 国務大臣 町村合併の問題は、いわば地方自治における革命の問題と申してもいいかと思います。この意味におきまして、町村合併促進は、全国に展開されまして、数字におきましては八割五分という数字を示しております。しかしうまくいったかどうか、こういうことにつきましては、お言葉のよう非難も承りておきます。私といたしましては八割五分という数字よりも、実体的にこれがなわ張りを広げただけでなく、中身が沿つていかなければならぬ、こういう意味におきます。しかし三年間においてなわ張りだけはできましたが、どうも悪いという点などを改めてもいきたいし、すくすくと伸びて自治の基本政策を固めていく、こういうことを望んでいる次第でございます。現状に対しまして、なわ張り

は広がったが——八割五分という事実でございますが、これを直すにつきましては、あるいは財源の問題もあり、あるいは調整の問題もあり、各種の問題もあるわけでございます。今回御審議をお願いいたしますのも、その育成ということ、建設ということがねらいでござりますが、私は、現状が、ただかわり張りは広がったが、まだ十分でないという事実も、北山さんと同様に認めなければならぬと考えております。なおこまかい事情につきましては、行政部長から御説明申し上げることにいたします。

失望する方が当然だと思うのです。の失望がそういう理由によって起つとするならば、大臣はやはりその失なりあるいは現在の合併した市町村の絶望に対しても考えなければなりません。ただ前に進めていくだけでは足ぬと思うのです。それに対するはどいうふうに措置するお考えですか。

○太田国務大臣 三年間の実績は八五分でござりますが、何と申しましもまだなわ張りをきめたばかりのもどざいますし、この問題は広くいば、日本国内の府県、市町村あるいは道州制の問題にもからみまして、交渉の発達あるいは文化、経済あらゆるからいまして、新しい日本が立つて、いくにつきましては、この合併といふものは必須な条件であると思いますぐその条件があるにもかかわらずうそくいかない。先ほど御指摘になりましたような税はどうだとか、よくもなんないじゃないかといふいろいろな問題がござります。現状におきまして、たとえば議員の数を一緒にして減らしながらいたしましてもまだ相当ござりますとか、あるいはこれを実行するにつれての機関の問題もまだはつきりしていません。あるいは農業団体の問題もありましても、幾多の問題がありましても直していかなければなりません。市町村の基礎を固めなければならぬ、かように考えております。われわれの考えました今回の建設のための方法も、こういう意味において前進していくこう、こういう考え方でござります。

そたうらは町村合併促進法が昭和二十八年に參議院發議で審議をされた当時からの騒ぎなんですね。というのは、その新しい市町村というもの、特に町村は大体人口が七千ないし八千くらいを標準として、そのところまで弱小町村を引き上げるのだというような七、八千という言葉がござりますが、これは昭和二十五年でしたか、地方行政調査委員会のいわゆる神戸委員会の結論に基いたものだ。ところがその後の合併は必ずしもそのものさしによっていい。多々ますます弁ずというわけで、どんどん大きな市町村ができる。一体どういうふうな基準をもつてすれば最も合理的であるかということについて、大臣はどのようなお考えか。どこに持っていくお考えか。

○太田国務大臣 御質問の趣意は新市町村の規模といふよにもとれましたのが、基本的の考え方としては、自治の精神にのっとって民主政治がしっかりと地について行われる基盤になるのは、何としても市町村でござりますので、その文化、経済、社会の立場から申しまして、適当なる程度でこうと初め八千という企画が唱えられたのでございますが、だんだん合併していくた経過を見ますと、一万二、三千見当が現在の状況ではないか、かようを見ております。なお私の数字も少しつづきりしませんから、行政部長からちよと説明させていただきたいと思ひます。

○小林(興)政府委員 市町村の規模をどう考へるかという問題は、きわめて基本的な重要な問題でござりますが、今お話を通り、町村合併促進法の考え方では、とにかく八千に満たぬようでは現在の町村行政を十分に果し得ないのではないかという基本的な考え方で考えております。そこでそれに満たぬ町村を合理的に再編成しようということとで合併が行われているわけでございまして、今お話をのように、おのずから市町村としてみればその地勢、産業、交通、人情その他いろいろな客観的な諸条件がそれぞれの地帯にあるわけであります。大きければ大きいほどいといふものでもない。自治団体としては当然必要であろうと思うのでござります。それで、現実の合併計画は、ところによつては二、三千多いところもあつて少いところもありますが、そういう形で合併が進められておるのでござります。そこで地勢その他の関係でほかに統合のしようがないといふ地帯も現実の場合としてあり得るのでござまして、そういうところはもう少し大きな規模でまとまつておる。特に新市などはそういう形で大きくまとまつておるところもあるだらうと思うのでござります。これはそれぞれの市町村の一つの客観的な条件を基礎にした結びつきでございまして、われわれといったしましては、現在の市町村の行政上の現状を基礎にいたしまして考へますれば、おおむね今の全体の動きは妥当な線で動いておるのじやないか。個別的にはいろいろ問題があり得るものにはござりますが、大筋といたしましては適正な考え方で、少くとも規模の上にお

きましても進んでおるのじやないか。多

くますます弁ずるような形式的な考え方ではわれわれは物事を考へてはおりません。

○北山委員 大臣の御答弁も行政部長

の答弁もどうも一向にものさしがない。単に市町村の規模はその土地における地勢なりあるいは産業、文化、交通等の客観的な条件にはまらなければならぬということをおっしゃつたのであります。しかし地勢なりあるいは財政能力もある。それから一体市町村はどういう事務をやつておるか、その事務配分の問題があるでしょ。そういう性格からくる限界もあるはずなのです。そういうこともあわせてのまとまり、一體的な気持というものは当然必要であると思うのでござります。

それで、現実の合併計画は、あるかといふふうなことに対する基準がない。そして基準がないままに指導している。指導が実際にはできなきものでもないと思う。しかしながらこうすればいいのだという裁断が下せられたときに、たとえば神奈川県の泉地区あるいは名古屋の場合、政府の方に問題が持ち込まれてきたときにも、こうすればいいのだという判断が下せられる。しかし合併すればいいのか悪化が起きたところでは言つておる。これはみんな町村合併でごたごたが起きたところでは言つておる。これは県の合併計画だから合併せよと言はれる。しかし合併すればいいのか悪化が起きたところでは言つておる。これはみんな町村合併でごたごたが起きたところでは言つておる。これが五千のものもあり六千のものもあり得るのでござります。

○北山委員 小林さんにちよつとお尋ねするのですが、この町村合併のいろいろな実績についての資料を、私は数回要求しておりますけれども、さつぱり出してくれない。たとえば、合併計画を現地に即してやれば、ところによっては一万数千になるということになりましたはたです。それがなぜ今までこんな実績についての資料を、私は数回要求しておるのですけれども、さつぱり出してくれない。たとえば、合併

の建設促進法案でも、内閣総理大臣が

勧告するなどといふようなことを言つておりますが、勧告する以上はものさしがなければできないはずなのです。

○小林(興)政府委員 合併に合理的な

基準がないとおっしゃいましたけれども、それは団体ですから、一万でなく

ちやいかぬとか八千でなくちやいかぬ

という形式的な基準は必ずしもあるべ

きものでもないと思う。しかしながら

これが、だんだん理解され、納得され、そ

れで現に合併が進められている。先ほ

どいろいろ新市町村について問題があ

るときも、あるのは事実ですが、りっぱ

な成績を上げておるのも事実であります

とおっしゃいましたが、問題がある

ところもあるのは事実ですが、りっぱ

な建設を進めておるのも事実であります

とおっしゃいましたが、問題がある

<

やってしまいます。これは考えようによりましては遺憾な現象だと私は思うのであります。行政的な措置ができないために、すぐに立法に振りかかる。これもいろいろあります。この問題については言いたいのであります。まず第一にこの点について、なぜ太田さんはあわてて新市町村建設促進法案というものをお出しになったのか。八割五分までいっただけでこうです。私はそういうふうに考えるのですが、どうでござりますか。

係の多い仕事でございますから、名前そのものの了解を得まして、自治を抑える意味での法律でなく、自治を伸ばしていくことをいう意味におきまして、法律事項の必要な部面を抜きとつて、今回法案にしたわけでござります。ゆっくり待っていくのがいいじゃないかとうおおきまして、この法案の中に盛り込まれておるような程度においては、少くとも自治の発展のために、合併町村を育成、建設していくために必要な事項を盛ったにすぎないのでござります。

○中井委員 今のお話は少しおかしゆうございますよ。私が申し上げたいのは、そういうことならば、現在のあの町村合併促進法案をまず政府が責任を持っておやりになつたらどうですか。あの中には政府の予算に關係するものがたくさんございます。それはちっとも政府が出さぬからうまくいかない。例の国有林野の問題なんかそうでございます。それさえできずに、行政力の弱さ、まずさをすぐに立法に振りかえるというこの建前について、私はお尋ねをしておるのであります。これは地方自治法でもそうです。何百万以上の府県においては、一部はなんば、百五十万以上の府県はなんば、こんなところまでどうして政府が干渉するのです。これは住民が自分の判断でやればよろしい。そういうふうに乱暴をやる知事なら、この次の公選のときにそれを落せばいいのです。私はやはりそれを待たなければならぬと思う。今町村合併で八千だとか何とかいう議論が大へんありましたが、八千などというのは理論的

な根拠がないことは、この前の討論のときにも明らかにされました。大体体識的に八千というのであります。しかし昔の市町村を見ますと、何百万のから、神奈川県の足柄郡では非常に小さい村もあります。それでも六十年そのままやっておるのであります。そういうふるい民の自由意思を十分にそんたくしなければならぬ。二年半やつて、あれはできぬ、工合が悪い、また法律でやつたらどうかといふのは、私は裏から見て、功名心というようなものもその中にちょっと入っているんじゃないかな。民主主義、自由主義というふうと基本的な立場に立つて考えてもらいたい。私はこの二つの法案について特にそのようなことを考える。最近法律でやわらばでも民主主義、自由主義でいいと言いますが、私は実際は必ずしもそうではないと思います。あの一九三三年にドイツでヒトラーが天下をとりましてから、二、三年の間に何百という法律ができました。そうしてこれこそ民主主義だというので、みんな法律でどんどん押えた。内容を見ますと非常にこまかいことまで規定をしておる。私は最近の政府のやり方を見ますと、毎年議会に百数十の法律を出します。そうして法律が通ったから、法律が通ったからと、いうので、民主主義、自由主義の基盤をどんどん変えていく、それをゆすっているという形が見える。人の判断というものは間違いもありましたからと、意見があつたので、ガタガタなつたといふ分村騒動、それはあります。それは一万近くの町村であったのですから、百や二百はあっても当たりません、と私は思うのですが、そのためにまた法律を変

年や五年残しておいて日本はどうして困るのです。その住民の判断に待ったらしいじゃありませんか。私はこういう画一主義というものについては政治の基本から考えて大いに議論がござります。その点についてさらに太田さんの意見を伺っておきます。

○太田國務大臣 私は法なき世の中が一番いいと思います。ことに私は法律の方は非常に未熟でございまして、法律三章の世の中をこそ昔から考えておるのでございます。法なくして行けることはけつこうでございますが、なぜそれでは議員提案でなく政府の方でここまで手を加え法律を作ったか、こういうようなお言葉だらうと思いますが、私は促進法そのものも、合併を促進する法律というものと、できたものを建設するという問題とは、これは二段に考えておつたのでございます。合併したもの建設していくという意味におきまして、今回御審議を願うつもりでございますが、もちろん人口四千の村はうつちゃつておいてそのまま行ったらいじじゃないかということも、これは合併問題の根本になりますが、この前の法律は、私がちょうどまだ国会におりませんときですが、この法律そのものにおいても「おおむね八千人以上の住民を有するのを標準」としとあります。つまりの方においては「その規模ができる限り増大し」となっておりますので、見ると、矛盾というよりも、発展性を大に考えた法規になつております。こういう点につきまして、手を加えて大きさをあらうといふことでなく、大体目安をしたことだと思います。その目安をしたものに合併促進法がありましたら、そのできたもの

をさらに伸ばしていくために、建設のための法規を作ると、いふことは、目的とした、合併してできたものが、すぐと伸びていくために私は國が考えてもいいじゃないか、かよう信ずるのあります。本法案を出した理由もまたそこにあるのでござります。決して法律でもってあるいは権力をもつて自治という尊いものを汚そうとか、そういう意味では断じてないのでござります。こういう意味において、促進法には建設に必要なものは吸収しておりますが、建設のために國家としてやるべき点を考えたにすぎない、かように思うのでございます。なお詳細は部長よりお答えいたします。

うのです。これは能率的にする方がいいんですよ。いいことにきまっていますが、そのために民主主義の基礎がゆさぶられるようなことがあっては大へんだと私は思うのです。そういう意味で、何でも国会で通れば、府県も市町村も——民主主義というのは、やはり下から積み上げていかなければいけない。市町村議会、府県議会、そういうものに十分な議論もさし、十分な機会を与えてやらなければいかぬのに、何でもかんでも上から勧告しろ勧告しろといつてしまふというのは、私は非常に危険だと思います。もちろん四千の村をそのまま永久に残して置くといまいせんが、残りたいという町村については十分審議期間を与えて、四年、五年放つておいたら、やはり大きい方がいいわいというふうな判断をするよう、時を与えないといけないと思うのであります。中には断食をされる方もありますしょ。私は今の政府の方は——この間実はこういうこつけいな話があつたのです。ちょうど今特定郵便局長が政治活動ができるかできないかというような問題がありますので、それに関連して私は申し上げるのですが、特定郵便局は日本全国で何千とあります。その中でかぎをだれが持つておったかということが、犯罪の一つのキイ・ポイントになりまして、そのかぎをだれが持つておったかわからぬために犯罪がはつきりしないというのを、郵政省がかぎ授受簿というのを作れという何か政令か規則を出しまして、そこで三等郵便局長さんは、外出するときにも奥さんとかぎを渡すのに、かぎ授受簿に判を押してから町に出るのです。そういうふうな規則的なも

のが最近非常に多い。私はこの自治法についても新市町村の建設促進法案の内容についても、そういうおせつかいが非常に多いようと思うのです。一万近くの村を三千か二千にしようというのですから問題はありますよ。しかし行政上のしんぼうと忍耐でよく説得してやるべきであって、たった二年か三年たつて——まだ九月の三十日まであるのです。私どもに言わせれば、时限立法みたいなものは、半年なり一年なり延ばすというのがせい一ぱいである。それをすぐ追い打ちをかけてくるということについては、どうも基本的にわかりませんがどうでございますか。

したが、法律を作ることが目的でなくして、この新市町村が伸びていくために必要な限度において考えたのでござります。もちろん高いところから命令してやっていくというような戦前のような状況、あるいは御指摘になつたヒッターの時代のようなことは、毛頭私は考えておりません。

○中井委員 今のお言葉ですが、前の町村合併促進法案で合併するときもこの状況だとおっしゃつたが、それは間違いでありますて、合併してからあとのこともちろんときめております。しかし合併するときのものだと、あなたのお言葉通り信用しても、それさえでききないので。それさえできない政府がこんなものを出してできますか。実際この促進法案というのは少しあわてておる。どう考へても何か早く締めくくりをつけて、これだけやつた、どうだ、ということをやりたいという事務当局のあせりがここへ出てきているとと思う。本質的にあんなものはあせらんでいいというのが私の見解ですが、どうでございましょう。

○小林(興)政府委員 ちょっと促進法の問題に触れておきますので御答弁させていただきます。

今度の促進法は、今お話を通り、從来の促進法をそのまま延期するという考え方私はあり得ると思うのでござります。しかしながら現実に合併が八割以上も済みまして、むしろでき上つた市町村をどう育成強化していくかということが今後の問題じゃないか。そうすれば単に合併促進を前提にしておる促進法だけよりも、むしろ新市町村育成という育成の基本方針を明らかにし、その方向に新市町村が活発な経営

をやっていくという考え方をとる方が、市町村のためにも一番ふさわしいのじやないか。こういうことが現にあります。参議院で決議にもなつておきますので、町村当局もそれに強い要望があります。やはりその方向をとることが適当だろうという考え方をとったのでございます。前の促進法にもいろいろ育成の規定がございますが、規定の上からいっても不十分なものもある。規定を裏づける財政上の措置も十分でないものもあつたことも事実でございます。そこでそういう問題をさらに積極的にやらぬといかぬ。立法的に改正しなければ動きのつかぬことになる。国有財産の払い下げの問題、交付税の扱いの問題、そういう問題も当然法律的な規制を要します。

そこで前提としまして、新市町村建設という態勢で今後の問題を推進していく方針が、一番適当だらうという考え方立てるのでござります。たゞあとに残る幾つかの未合併町村の問題がありますので、これは何とか始末をつけるというか、調整をするという意味の問題もあわせて考える必要があるじゃないか。それから合併に伴うて多少の紛糾が現にあるところがありますので、そうした紛糾も早く合理的に調整をしたい、その調整をする仕組みくらいは考えた方がいいじゃないか、こういう考え方立てるのでございまして、われわれといたしましてはあせるというよりも、でき上った市町村をほんとうに堅実なものにこれから育成していく、こういう基本的な考え方で立案され、またそういう題目で内容

が盛られておるのであります。その点を一つ御了承願いたいと思います。

○中井委員 関連質問でありますから
これでやめますけれども、今の小林部
長の説明を伺つてみると、早く始末を

つけててしまいたい、というような考え方なんですね。このようなことは非常に簡単な表現でありますけれども、私は重大だと思います。そういうことであつてはならぬ、重大事件でありますから、どうぞよろしくお

争がありまして、政府もしんぼうをし、現地もしんぼうしまして、これは練りに練つて片づけていくべきものであるということが一つ。それから先ほど北山君から御質問がありましたが、重要な法案が山積をしておりますときには、さらにまたこういう法案を出して、政府の皆さん、あるいは大臣であくまで住民の意思を——林三郎

おっしゃるが、こういうものがたくさん出て参るということは、どうしても地方自治法なり何なりおそらく原因なんですね。政府としては取扱選択されて、今日のようにも重要な法案が山積しておるときに、新市町村建設促進法案なんというものを、あってこんなところにお出しになるということについてはどうも私合点がいきませんので、そのことだけを申し上げておきます。しかも問題が非常に多くござります。多うございまますから、お出しになつた以上はわれわれは慎重審議をさせていただかなければならぬ。そうなるとまたほかの法案にも響いてくるということだけを申し上げて、私の関連質問を打ち切ります。

すが、大臣に伺います。今度の地方自治法の内容等その他伺いますと、政府としては國の場合と地方の場合といふ矛盾したことをやつておる例が相当あるわけです。たとえば國の公務員についてではないところの停年制を地方公務員にこうとしておる。また地方議員の数は縮減しようとする方針でありますけれども、今度の選挙法によりますと、衆議院議員の方は三十名定数をもやそろとしておる。それから行政整理につきましても、國家公務員は最近數多くにおいて漸次ふえるような傾向にあるのに、地方公務員の方は大幅な行政整理を企図しておる。その他ござりますが、この地方の政治についての國との矛盾した政策というものをいろいろ感ずるのでありますか、これらの点について御説明をいただきたい。と同時に、政府は小選挙区制を衆議院の場合にとられるか、地方議員の選挙等につきまして、やはり同じように小選挙区制になるとおどりになるお考えであるか、それをお伺いしておきたい。

の教授その他に必要な分は相當にやつておるわけでございます。現行法がなされるのでござります。しかも新陳代謝申しますか、國家公務員側におきましては相当に進んでおるというような実もございまして、そろつてやらぬといふ点については御指摘のようございますが、これを捨てておくといふ意味でなく、国家の方においても公務員制度の全面的改正とともにやつてしまふ考案でござります。

それから第二の地方議員と衆議院議員との関係でございますが、県会等につきましては人口の増加によって当然につきましては人口の増加によってございまして、衆議院議員の数がふります。現実におきまして相当の数があることはだれも認めるところでございまして、本質的に申しまして、衆議院議員の数というものは大正八年のときに四

百六十四人にいたしまして、その後何十年かの間にたつた二名増しまし

て、さらに奄美大島によって「一名増して、現在四百六十七になつておるので、長年の間ほとんど手をつけなかつた問題であります。それを人口統計を主

いたしまして、各國でもこんなにうつ
ちゃつておいた例はないのでございま
すが、しかしもう申してむやみに増す
ことはできないので、今回三十名増し
たのでござります。衆議院議員と県会
等の議員の関係等は、かような事情を
異にしていることを御了解願いたいと
思ひます。

それから地方議会におきまして小選挙区制度をつくかということでありますが、問題は、県会議員の選挙区域よりも今度の選挙区域の方が小さいところがございます。しかし県会議員は、今度の新選挙区よりも広いところがございま

るにいたしましても、数名の者が出来る關係からいたしますと、これを地割りしてみましたならばやはり小さくなつておるのでござります。しかも議院内閣制をとるという衆議院議員選挙の根本と違いまして、政府を作るところではございません。かうしないいろいろ点を考えまして、ただいまのところ県制におきまして小選挙区制度をもつてしようとする考えはございません。國の政治と地方の政治とが互いに

協力し、互いに結び合っていかなければならぬことは御指摘の通りでござります。私もぐはぐな形でいっていいとは思いません。國と地方公共団体、地方公共団体相互の間の調整こそ最も必要なことであると思います。

以上の三点につきましては私の申し上げた点を御了承願いたいと存じ上げました。

○北山委員 停年制の問題について、
す。

国家公務員については検察職員あるいは自衛隊あるいは大学の教授等々についてあるというようなお話をございきました。これはやはりそれぞれの職種についてそれに伴う職種の性格上の問題点があるうかと思うのです。従って同様に考えるとするならば、地方公務員についてもやはり同じように、停年制についてもかりにやるとしても、職種についていてそういうふうな差等といふべきははずだと思うのです。ところが今度の地方公務員法等につい

では単に条例で定むるところによりりて、そのものさしがないのです。こういう点について何らかのさしをする方がいいとお考へにならないかどうか。

それから地方議員の定数の問題でな

りますが、これは御説ではありますけれども、人口の問題は地方議員でも同じじだと思うのです。それは人口の問題で、どうも説明がつかないではないか、一々これは反駁というか議論しても始まらないので、以上申し上げた点についてお答えをいただきたい。

次に今度の自治法の中でいろいろ特徴的なことがございますが、先ほど申し上げた事務配分の問題はあとにしまして、大都市の制度について大臣は

のようにお考へであるか。大都市といふものは今まででは特別市制といふもののが法文上あつたわけですが、それが今度は削除されておる。そこで大都市といふものは将来どういふうに持つておらんといつたらいいか、この点について大田はどういふうにお考へでありますか、この点お伺いします。

○本田国務大臣 第一の停年制の問題につきましては、申し上げるまでもあるまいが、長い間のと、言つていいほどの要望があったことを私は記憶するのでござります。職種についてきめたら、いろいろの問題はお言葉にもありましたけれども、例によってその自主的な英知によりまして定むべきものと考えております。

第二の地方議員の数の問題でござりますが、合併等によつて自主的に減らしたのはございますが、これを制限しようとかなんとかいうような考え方を持っておりません。

それから第三の大都市問題でございま

ますが、特別市といふものを今度削除するにしましたが、将来におきましてもだんだん伸びていく大きな町と、それからしからざるものとの区別はもうと思います。こういう問題はつきましては、根本的に言うと、東京

て、経済企画庁関係は大筋としての日本大きな国土計画を立てる、あるいは不似合いな例かと思いますが、経済五カ年計画を立てる中に、予算問題がありますが、その予算を作るのは大蔵省でございますけれども、経済五カ年計画の中に財政の大筋をきめるというような意味においての大筋をきめる關係だけが経済企画庁に入っている。それと、ただいま現実にやっておる建設省の中の国土計画の分を一緒にいたしまして、一つ三つのもつぶ一者こ

○門司委員 一応の考え方、現在進行しておる状態は、この法案の提案を見なつてやっていく、こういう形になつておるのでござります。

ることによって、私どもは一席わかると思いますが、もし行政機構の改革の中に、この内政省という問題が具体化していくということになつて参りますと、これの審議にも私は相当抵触する部面ができるはしないかと考えております。従つてこの際、この次の機会でもよろしくうございますが、内政省設置の要綱案ぐらいは、この委員会に一つ資料として出していただきたい、こう考えておりますので、これを一つぜひ

お出しを願いたいと思います。

「それからこの場合にもう一つ聞いておきたいと思いまることは、今の大臣の答弁は、行政機構改革に対する一つのいわゆる地方行政機構を改革していくという問題のあり方についてのお話のように承っておりますが、大臣の率直な意見をお伺いしたいと思いますることは、審議会の答申案は、この答申案そのものを読んでみますと、自治府の権限を強化して、これを省に昇格する、この際建設省都市計画部

局、首都建設委員会及び南方連絡委員会をこれに統合するということですが、もう一つは、建設省（首都建設委員会を含む）及び自治庁を統合して内政省を新設する、という二つの項目があります。そうしてその理由として前段に書いてありますのは、地主行政は、国家の行政において重要な地位を占めているにもかかわらず、その機構がこれまで一外局として弱い形で残されてきたのは占領政策の行き過ぎと断ぜざるを得ない、この結果はすでに放漫な地方財政に現われていて、この際これを正常の姿に引き戻すことと合わせて必要であるが、その措置については左の二案があるとして、さしき上申されましたような二つの要綱が掲げてあります。従つてこの審議会の答申案を大臣はそのままお受け取りになつておるかどうかといふことを、この機会にもう一度はつきりしておいていただきたいと思います。

内閣委員会に必ずかかると私は思いますが、今出されております地方自治法の一部改正法案の審議に非常にめんどうなことが起りますが、これはこのまま議しても差しつかえない、片方の法案が成立しても何ら差しつかえない、そのまま持はどうなんですか。これはこのまま議しても差しつかえないかという気が私はするのでござりますが、大臣の気がどうなことがありますか。私は思いますが、直接われわれは関係ないと存じておられます。これは地方公共団体の組織、権能、特に今二条をおあげになりまして、申し上げます。自治法と今の設置法とのままでこれを変えなければならぬというようなことが起らないと、いうふうなお考へがござりますか。○小林（興）政府委員 ちょっと私から申します。これは地方公共団体の組織、権能、特に今二条をおあげになりましたが、二条は県と市町村の地位、権能をどうするかという問題でございまして、内政省は要するに中央における自治関係の事務をどう扱うかという官庁上の問題でござります。それでかりに全然関係ないと申しましたが、内閣総理大臣とというのが自治法上たくさん出てきますが、その内閣総理大臣を内政大臣にするかせぬかという問題が技術的にあり得るだけで、自治庁の実態とは全然関係ございません。

はないというが、事業自体に対する監督権その他の実際上の問題として自治法は持つておません。一つの事業認可は、あるものについても、これは都市計画ということに必要である都市計画であるとか、あるいは区画整理であるとかいろいろな都市行政と最も関係のあるものについては今の自治法は権限を持つておません。これはやはり建設省が持つておる。それから水道その他につけても、起債その他の関係は自治法が関係をいたしておりますが、事業認可その他のいわゆる厚生省であり、建設省がこれを持つておる。こういう形からいきますと、行政の再分配が市町村に行われるということがこの自治法に明らかになりますと、内政省と、いわゆる厚生省がこれを持っておる。こう一応書いてある。今度の改正ではそれを明確にしておる。それに関連をいたして参りますそういう行政上の監督権といふものが一応一緒に考えられて来るなければ、内政省と、いわゆる厚生省とのほんとうの姿は現われて來ない。もし内政省をこしらえて都合がいいところがありうるならば、この自治法の持たざる権限を今度は自治庁が持つて、いわゆる監督の強化という言葉が使ってあります。これが監督の強化という言葉が使わぬ、行政上の内満なる運営ができるべきいくという言葉に直すことができれば、そういう面だけが、あるいは一元化していくといふことは私は言ひ得ると思う。従つて、この地方自治法の改正との関連性がないということには私はならないと思う。それでこの際大臣に聞いておきたいと思いまることは、この内政省をおこしらえになりますする基本の条件は、今申し上げましたように、私から考えて参りますと、どうしても自治法の権限を強化するとい

○太田国務大臣 平たい言葉で申しますれば、建設省と自治庁が一緒にやって行く方が、ただいま門司委員の言ふれました統一的な協力的関係が非常になめらかに行く、またそれは結果として強い行政力となって現われる、かとうな意味でございます。

それから、委員会は内閣委員会でやるよう聞いております。多分そうなるかと思います。

なお、先ほど御要求になりました資料等につきましては、なるべく早くお手元にお届けいたいと思います。

○門司委員 時間もあまりありませんので、これ以上のことについての質問は避けたいと思います。この自治法の一部改正の大臣の説明書をずっと一応拝読をいたして参りますと、自治法自体の根幹に触れておるくらいがある程度でございます。従って大臣の意図をこの際承わっておきたいと思いますことは、大臣は地方自治の本旨をどういうふうにお考えになつておるかといふことが、この問題を左右する一つの大きな問題だと思います。私がこういふことを聞いておりますのは、何もこの自治法の一部改正だけではございませんで、次に来る内政省の設置等に対して、いわゆる地方の権限が統一されることを聞いておりますのは、何ものでありますかが、実際は権力の強化になつてくる。権力の強化になつくるということは、少くともやはり憲法の九十二条に規定いたしておりますのであります。そこで、内政省の設置等に対して、いわゆる地方の権限が統一されるということになれば、一応聞えはいいのであります。そこで、内政省の設置等に対して、いわゆる地方の権限が統一されると、内閣委員会でやるかうござります。

が必ず作られるというように考えておりますが、この点に対する大臣のお考えがございますならば、この際聞かしていただきたいと思います。

○太田國務大臣 自治制に関する最も基本的な問題でございます。憲法には、自治の本旨といつて、説明も何もありませんので、私どもといたしましては、権力的に地方に力を伸ばしていくということは、最も自治に深い干渉をすることになりますので、ただいまのところでも、助言とかあるいは協力とか勧告という程度にとどまっています。今回の改正におきましても、その点は十分留意したつもりでございまして、自治の発展ということ、しかもそれは民主政治の基盤であり、国民生活の基盤でもございますので、それが自力によって伸びていくという建前を尊重していきたい、こう考える次第でございます。

○門司委員 そういうことを私が聞いておりますのは、大臣の説明書の三に

ちゃんと書いてある。

國と地方の機関で、國の機関の権限を強くする、同時に國の権限で府県、市町村に対してもこれを委任することができるのだといふことを説明されておる。これは昔の内務省そつくりなんです。形は公選の知事でありますから、昔とは違うのだと言えば言えるかもしませんが、ものの考え方の上においては昔の内務省本旨に対しては非常にあいまいであつてわからぬと仰せになつておりますが、九十三条、九十四条、九十五条を通じてみると、大体九十二条の精神が現われて参ります。あくまでも地方の自治体の住民の意思によつて決定す

る。ことに九十五条のごときは、国會で発案して、それを地方の住民の意思を通じて初めて法律としての効果があるよう書いてある。私はこういう点では、権力的に地方に力を伸ばしていくということにはならないと思う。ところがこの法律改正案を読んで九十二条の自治の本旨といふものは説明されていないから、どう解釈してもいいのだということにはならないと思う。形でいくと、これをもう少し具体化していきますと、これはどうしても知事は官選でなければ都合が悪いという二務省とそつくりの形である。こういうふうなところで、これを委任しよるとすれば、少くとも知事は大臣の意見を十分そんたくしてやり得る地位に置いておかないと、私は考へておるのだけれども、そういう考へはございませんか。なければこういう考へは出てこないと思う。

○太田國務大臣 たとえば今回の法案の中におきましても、自治体におきまして法令に違反したものがあるとか、やるべき義務を怠つたというような場合、それが著しく國民の福祉に影響するというような場合に、総理大臣が反省を求めるというようなことは、書いておりますが、昔の内務省がやつたような、上から押える考へ方は私は持つておりますのでござります。また法律の意味するところも、決してさようなものでない、かのように申し上げておきます。

○大矢委員長 それでは午前中の會議続会議を開きます。

午後三時十七分開議
午後三時十八分散会
暫時休憩いたします。
午後零時五十六分休憩
午後三時十七分開議
午後三時十八分散会
本会議の都合上、これにて散会いたします。

昭和三十一年四月二十六日印刷

昭和三十一年四月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局